

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 166号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面におけるかごを使用しての水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 21 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 かごの使用制限

使用できるかごの数は、1 人 3 個以内とする。

2 採捕禁止期間

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 12 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 採捕時間

日没から日の出まで

4 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

ア 宮崎県漁業調整規則（令和 2 年宮崎県規則第 51 号）第 48 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された水産動物（魚類）の駆除のため宮崎県内水面漁場管理委員会の承認を受け使用する場合

5 指示の有効期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで